

佐賀市指定袋、指定袋帯封及びごみカレンダーへの広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、次のものに掲載する広告の取扱いについて、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成17年佐賀市条例第135号。）第4条第2項に規定する市長の指定する袋（以下「指定袋」という。）
- (2) 指定袋帯封
- (3) ごみカレンダー

(掲載広告の種類、掲載料等)

第2条 広告を掲載する媒体の種類、掲載区域、掲載寸法、掲載枠数及び掲載料は次表のとおりとする。

(1) 指定袋

種類	掲載区域	掲載寸法	掲載枠数	掲載料
佐賀市指定袋 燃えるごみ（大）	佐賀市	縦 60mm程度 横 360mm程度	1枠	25万円
佐賀市指定袋 燃えるごみ（大） 以外の全8種類 （中）…3種 （小）…1種 （極小）…4種		（中）及び（小） 縦 45mm程度 横 270mm程度 （極小） 縦 35mm程度 横 210mm程度	1枠	25万円

※ 佐賀市指定袋 燃えるごみ（大）以外の全8種類とは、燃えるごみ（小）と（極小）、燃えないごみ（中）と（極小）、ビン・缶（中）と（極小）、ペットボトル（中）と（極小）のことです。

(2) 指定袋帯封

種類	掲載区域	掲載寸法	掲載枠数	掲載料
佐賀市指定袋帯封 全9種類	佐賀市	（表に出る部分） 縦 30mm程度 横 90mm程度 （隠れる部分） 縦 100mm程度 横 60mm程度	1枠	10万円

※ 佐賀市指定袋帯封がない場合は募集しない。

(3) ごみカレンダー

種類	掲載区域	掲載寸法	掲載枚数	掲載料 (1枚)
佐賀市 ごみカレンダー	佐賀市	縦 45mm程度 横 135mm程度	3枚	30万円

2 広告媒体の作製枚数は、毎年度の募集時に別途定める。

(掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 要綱第3条第2項各号に掲げるもの
- (2) 佐賀市広告掲載基準の3に掲げるもの
- (3) 特定の意見（環境負荷の低減並びに一般廃棄物の減量及びリサイクル推進に関するものを除く。）の主張を主たる目的とするもの
- (4) 不動産の売買、賃借等に関するもの（国、政府関係機関その他公共団体に係るものを除く。）
- (5) 求人に関するもの（国、政府関係機関その他公共団体に係るものを除く。）
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に関するもの
- (7) 基本情報が開示されていない団体等の事業活動に関するもの
- (8) その他掲載する広告の内容として適当でないと市長が判断するもの

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 指定袋、指定袋帯封

当該広告の募集を行った翌年度の6月から翌々年度の5月末までに作製する指定袋及び指定袋帯封のある期間とする。

- (2) ごみカレンダー

当該広告の募集を行った翌年度の4月から翌年3月末までの1年間

2 期間中は原則として広告の取り下げはできないものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(広告掲載の募集方法)

第5条 市長は、本市の発行する広報誌等により、毎年度期間を定めて広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を公募するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、第7条第3項第1号に掲げる者に対して、個別に広告掲載の案内をすることができる。
- 3 申込者が募集枠に満たないとき、または、市長が特に必要と認めたとき、市長は、個別に広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 申込者は、佐賀市指定袋、指定袋帯封及びごみカレンダー広告掲載申込書（別記様式）に必要事項を記入の上、掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 広告のデザイン作成等、広告の作成に要する費用は、申込者の負担とする。
- 3 同一種類の広告媒体における掲載枠数が2枠以上の場合、申込者が掲載を申し込むことができる広告の数は、1回の募集につき1件とする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、添付された広告の原稿が、第3条に規定する広告媒体に掲載することができる広告に該当するか等を審査するものとする。

- 2 審査基準を満たす広告の数が募集枠を超えないときは、当該広告の申込者を広告主として決定するものとする。
- 3 審査基準を満たす広告の数が募集枠を超えるときは、次の順位によって申込者による抽選を行い、広告主を決定するものとする。このとき、同じ年度内に本要領にて公募した広告媒体の広告主に決定している者は、抽選に参加することができない。

(1) 第1回目の抽選に参加できる者

公益財団法人日本適合性認定協会によって認定された審査登録機関が発行したISO14000シリーズの認証を取得している者、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21認定・登録事業者に登録された者又はこれらに準ずる環境マネジメントシステムの認証登録制度において指定の審査登録機関によって登録事業者に登録された者

(2) 第2回目の抽選に参加できる者

国、政府関係機関及びその他公共団体並びに第1回目の抽選にもれた者

(3) 第3回目の抽選に参加できる者

公共交通機関、ガス事業者、電力会社、新聞社、放送局（テレビ、ラジオ等）、銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合その他これらに類するもの及び第2回目の抽選にもれた者

(4) 第4回目の抽選に参加できる者

前各号に該当しない者のうち市内に事業所、事務所等を有するもの及び第3回目の抽選にもれた者

(5) 第5回目の抽選に参加できる者

前各号に該当しない者及び第4回目の抽選にもれた者

- 4 前項の場合において、抽選を行うときは、1回の抽選で1の募集枠に対して掲載する広告を決定するものとする。

- 5 市長は、掲載する広告を決定したときは、速やかにその旨を当該広告の申込者に通知するものとする。

- 6 広告主は、掲載する広告の版下を速やかに市長に提出するものとする。

(広告掲載位置の決定)

第8条 複数の掲載枠数を募集した広告媒体においては、広告主は、広告掲載申込書の受付順に掲載位置を希望することができる。

2 前項の規定により掲載位置を定めることができない場合は、広告主による抽選で掲載位置を決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、第2条に定める広告掲載料を、市長が指定する方法で、市長が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正の行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

4 広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載が適当でなくなった場合、広告主は当該広告主の広告を掲載している広告媒体の発注金額及び配送金額を限度に賠償の責めを負うものとする。

5 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

(掲載料の返還)

第11条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなったとき。

(2) 掲載しようとする広告の版下原稿を市長に提出する前に、広告主が掲載申込みの取下げを申し出た場合で、市長が正当な事由があると認めたとき。

2 前項のただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年12月21日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年11月11日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年11月15日から実施する。

別記様式（第6条関係）

佐賀市指定袋、指定袋帯封及びごみカレンダー広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）佐賀市長

申込者 住所 〒  
名称  
代表者職氏名  
 連絡先（担当者氏名）  
TEL  
FAX  
E-mail

㊞

佐賀市指定袋、指定袋帯封及びごみカレンダーへの広告掲載取扱要領第6条の規定に基づき、  
広告の原稿を添えて申し込みます。

1 広告掲載を希望する広告媒体（□にレを付す。）

		広告を掲載する媒体の種類	掲載区域
	(1)	佐賀市指定袋 燃えるごみ（大）	佐賀市
	(2)	佐賀市指定袋 燃えるごみ（大） 以外の全8種類	
	(3)	佐賀市指定袋帯封 全9種類	
	(4)	佐賀市ごみカレンダー	

2 事業所の所在地及び名称

3 事業の概要

4 要領第5条の該当項目（□にレを付す。）

- (1) 国、政府関係機関及びその他公共団体
- (2) 前号に掲げる者以外の者

5 要領第7条の該当項目（□にレを付す。）

- (1) 公益財団法人日本適合性認定協会によって認定された審査登録機関が発行したISO 14000シリーズの認証を取得している者
- (2) 一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21認定・登録事業者に登録された者
- (3) これらに準ずる環境マネジメントシステムの認証登録制度において指定の審査登録機関によって登録事業者に登録された者
- (4) 前各号に掲げる者以外の者